

令和6年度当初予算編成方針

I 予算編成基本方針

1 現状について

昨今の景気の状態は、内閣府がまとめた9月の月例経済報告において、「景気は、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で緩やかな回復が続くことが期待されるとしながらも、世界的な金融引き締めや海外景気の下振れリスク、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響など、今後の景気動向には引き続き十分注意する必要があるとしているところです。また、新潟県の9月の経済動向によれば、県内経済の概況は、「原材料価格等の上昇による影響などがみられるものの、緩やかに持ち直している。」としています。

国政においては、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」（以下、「骨太方針2023」という。）において、「時代の転換点」ともいえる内外の構造的な課題の克服に向け、大胆な改革を進めることにより新時代にふさわしい経済社会を創造していかなくてはならないとし、「新しい資本主義」の実現に向けた構造的賃上げの実現や人への投資、分厚い中間層の形成に向けた取組、グリーントランスフォーメーション（GX）・デジタルトランスフォーメーション（DX）、スタートアップ推進や新たな産業構造への転換など、官と民が連携した投資の拡大と経済社会改革の実行に向けた基本方針を示しています。

さらに、国と地方の新たな役割分担等として、国・地方間、地方自治体間の役割分担を明確化し、連携・協力の実効性を高めるための対応について検討をするとしています。また、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染症法における位置づけの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻すとしているほか、地方自治体業務の効率化など地方行財政改革に着実に取り組むとしています。

当面の経済財政運営については、足下の物価高や世界経済の減速等による我が国経済の下振れリスクに万全の対応を図りながら、今後も機動的に対応していくとともに、令和6年度予算編成に向けた考え方では、「骨太方針2023、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政

一体改革を着実に推進する」として、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額確保について、前年度同水準を維持するとしています。

また、「こども未来戦略方針」において、少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、「こども・子育て支援加速化プラン」の3年間の集中取組期間において、経済的支援の強化や所得向上、こども・子育て世帯を対象とした支援の拡充や意識改革などを実施するとしており、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けた基本的方向性が示されました。

こうした国政の動向について、変化に取り残されることのないよう適宜適切に対応していくことが求められています。

当市の現状は、令和4年度決算において、長期化する感染症への対応や物価高騰等に対応した経済対策等の各種施策の実施、大雪等の災害対応などに伴う財政出動により、単年度収支及び実質単年度収支が赤字となりました。

令和6年度は、歳入においては、国が地方財政の歳出構造について平時に戻すとしていることから、地方交付税や臨時財政対策債などでの減収が見込まれ、一般財源全体では大きな伸びは期待できない状況です。一方、歳出では、燃油価格・物価高騰や人件費・労務単価等の上昇に加え、情報システム関連経費の増大、老朽化する公共施設の大規模改修に係る費用の増加が見込まれるなど、大変厳しい財政状況になることが予測されます。このような状況にあっても、大雪や豪雨災害等、頻発化・激甚化する災害などの危機に際し必要な財政支出を躊躇なく行うためには、財政調整基金残高30億円を確保しながらの持続可能な財政運営が求められているところです。

令和6年度予算は、感染症対応と市民生活や地域経済の回復を最優先としながらも、令和2年度から令和9年度を計画期間とする「新発田市まちづくり総合計画」（以下、適宜「総合計画」という。）の中間年度としての見直し初年度となる予算となります。総合計画に掲げる将来都市像である、「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」の実現に向け、具体的な取組を本格的に取り組んでいく段階となります。

現下の厳しい財政状況を十分認識しながらも、重要な施策の選択肢を狭めることなく推し進めていかなければなりません。そのためにも、現場目線での事業の「選択と集中」を引き続き徹底し、限りある予算を効率的・効果的に配分することにより、健全財政を堅持することが求められます。

2 予算編成の基本的な考え方について

(1) 要求の範囲

継続的、計画的に実施する事務事業に新規事業を加えた予算額を把握するため、この通知による要求額の範囲は、通年予算を基本とした現行の制度や計画に基づく全ての経費を対象とします。

年間所要額を適切に見積もることとし、国・県の制度改正若しくは補助内示に伴うもの、又は、緊急かつ重要な事業の発生に伴う経費以外の予算の補正は原則認めないものとします。

予算要求に当たっては、必要最小限の要求額に絞り込み、過大な見積りを行うことのないよう留意してください。特に、明細等の内容が不明瞭なものは認められませんので、十分な根拠をもって積算してください。

(2) 要求の区分

予算要求については、「一次要求経費」「二次要求経費」の区分で実施します。

一次要求経費：「人件費（固定経費）」及び「経常経費（運営経費）」

二次要求経費：「政策経費（事業経費）」及び「特別会計に属する経費」

(3) 優先度の視点

当市では、新発田市まちづくり総合計画で示す将来都市像「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」を実現するため、5つの基本目標（「生活・環境」、「健康・医療・福祉」、「教育・文化」、「産業」、「市民活動・行政活動」）を掲げるとともに、まちづくりの4つの視点（「健康長寿」、「少子化対策」、「産業振興」、「教育の充実」）を踏まえ各施策を展開しています。現在、総合計画については見直しを進めているところであり、令和6年度予算編成においては、これらの見直しを反映することとします。

また、総合計画と併せて一本化される新発田市デジタル田園都市構想総合戦略に基づき、「地方創生の実現」、「人口減少対策」、「DXの推進」、「広域連携の推進」といった新たな視点や、ゼロカーボンシティの実現や食の循環によるまちづくりによる「SDGsの推進」についても、戦略的に推進することとします。

令和6年度は、上記計画とともに、新発田市まちづくり総合計画の行政評価結果を活用して定める「新発田市取組方針」に基づく取組や市長指示

事項等を【優先度の視点】として、上記の二区分による編成を行い、令和6年1月予定の市長査定を経て確定します。

また、【別枠実施】として下記の経費については、シーリングの対象外とします。

【優先度の視点】

- ・新発田市まちづくり総合計画
(新発田市デジタル田園都市構想総合戦略)
- ・新発田市取組方針
- ・市長指示事項等

【別枠実施】

- ・新発田市過疎地域持続的発展計画に基づいて実施する新規提案・既存事業の拡充経費
- ・新発田市地球温暖化対策実行計画に係る新規提案・既存事業の拡充
- ・新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響から地域経済を支え、地域に活気や元気を取り戻すための事業実施に係る経費

(4) 予算の重点化とマイナス3パーセントシーリングの実施

歳入では、市税に回復の兆しがあるものの、国が地方財政の歳出構造について平時に戻すとしていることから、地方交付税や臨時財政対策債といった一般財源の上昇が見込めず、歳出では燃油価格・物価高騰や人件費、労務単価の上昇等による経費の増加が経常経費を底上げし、各施策を展開していくには、大変厳しい収支見通しとなっています。

このため、一次要求経費・二次要求経費ともに、前年度裁量経費の一般財源額に対して、マイナス3パーセントした額を要求上限額とします。

物価高騰等による燃料費、光熱水費の増については別枠とし、一件査定を行います。活用可能な財源には限りがあることから、運営方法の見直しや省力化等により経費の抑制に努めることとし、安易な別枠要求を行わないようお願いします。

各課等においては、国の定める重点投資分野に対応した施策の具体化に当たり、要求上限額の範囲内で、各事業の優先順位を厳しく見極め、経費については十分精査するとともに、同一の効果を挙げるために、より業務量や経費を削減できる方法はないか、創意工夫をお願いします。

3 一次要求経費の見積り方針について

(1) 要求の上限

経常経費の要求額については、燃油価格・物価高騰や人件費、労務単価の上昇等の影響が収支を圧迫している状況にあることから、当該経費を別枠としながらも、事業内容、運営方法の見直しなど、徹底した無駄の排除を継続することとし、前年度当初予算の各課等の一般財源額に対し、マイナス3パーセントシーリングを実施します。

前年度同様に、人件費（会計年度任用職員に係る経費を含む。）、法令による負担義務のある扶助費、一部事務組合負担金、特別会計への繰出金等、物価高騰による燃料費・光熱水費における影響額分、予備費及び前年度において臨時的な経費が発生し、一時的に増加した経費がある場合は、これを控除した額を対象額とします。

別紙「③予算編成事務要領（5分の1事務要領）」を参照の上、資料1-1「令和6年度当初予算要求上限一覧（確認用）」（以下、資料1-1～2-2は各課に個別に配布し、資料3から資料1-1はグループウェアの「文書管理—財務課」に掲載）で予算要求上限額を確認し、資料1-2「令和5年度当初予算要求上限一覧」及び資料2-1「令和6年度当初予算要求一覧（一次要求経費）」を作成し、増加経費が見込まれる場合においても、課長等のマネジメントによって、予算要求上限として示された一般財源額の範囲内で調整を図ってください。ただし、一次と二次要求経費の間の調整を認めることとします。

(2) 経常経費の圧縮について

当市においては、経常収支比率（経常的経費に充当する経常的収入の比率で、財政の弾力性を示すもの）が上昇しており、財政の硬直化が進んでいる状況にあります。

財政の健全性を維持・向上するためには、経常経費の圧縮が喫緊の課題であることから、安易に前年度と同様の積算による要求をするのではなく、義務的な経費以外は徹底した見直しを行ってください。

(3) 通年経費の見積りの徹底について

上記2（1）に記載のとおり、通年経費を適切に見積もることを徹底してください。年度途中における予算の補正は、制度改正に伴うもの、計画

変更に伴うもの、災害関連に伴うもののみ行うこととし、年間経費の見直しについては、安易に補正予算に頼ることのないよう十分配慮してください。

4 二次要求経費の見積り方針について

(1) 要求の上限

政策経費の要求については、一次要求と同様に、前年度当初予算額における各課等の一般財源額に対し、マイナス3パーセントシーリングとします。ただし、人件費（会計年度任用職員に係る経費含む。）、法令による負担義務のある扶助費、特別会計への繰出金等、物価高騰による燃料費・光熱水費における影響額分、公債費及び前年度において臨時的な経費が発生し、一時的に増加した経費がある場合は、これを控除した額を対象額とします。

別紙「③予算編成事務要領（5分の1事務要領）」を参照の上、資料1-1「令和6年度当初予算要求上限一覧（確認用）」で予算要求上限額を確認し、資料1-2「令和6年度当初予算要求上限一覧」及び資料2-2「令和6年度当初予算要求一覧（二次要求経費）」を作成し、上限額の範囲で要求してください。ただし、一次と二次要求経費の間の調整は可能とします。

(2) 政策経費のゼロベースでの見直し（事務事業見直し）

政策経費については、特に「2 予算編成の基本的な考え方について」に記載の「優先度の視点」「予算の重点化」を強く意識し、事務事業の見直しを検討してください。

また、分野横断的な事業（新規提案を含む。）については、各課等で連携し整合性を図った上で要求してください。

(3) 経費分類別の要求基準

① 社会保障関連経費（生活保護、自立支援、介護、子育て等）は、制度改正による影響額のほか、対象者数の自然増を加算した範囲内での要求を認めることとします。その際、対象者数や単価について根拠を明確に示してください。

また、制度改正の動向、他市の状況を調査し、市単独のものについては、制度そのものの経緯や継続の合理性を十分に検討した上で、自己負担額や支給基準の見直し・廃止を検討し所要額を適切に見積もってください。

② 新規事業提案について

- i) 原則、「優先度の視点」「予算の重点化」に基づいた、真に必要なかつ計画的な取組に限定します。
- ii) 財政状況を鑑み、新規事業を提案する場合は、原則、既存事業の廃止、見直しや歳入の確保を図ることなどによる、一般財源負担の縮減を前提とします（大規模施設整備に係る新規事業提案は除く。）。
- iii) 後年度負担を伴う事業については、必ず後年度負担見込額を明らかにするとともに、類似・先行事例等がある場合は比較分析し、適切な見込みであるかの検証を行ってください。
- iv) 次の点についても十分留意してください。
 - ・事業実施による効果を客観的な指標等で分析していること。
 - ・事業実施のための財源について十分な検討がなされていること。
 - ・他課等の事業を含め、類似の事業がないか確認していること。

5 一次・二次要求経費の共通事項について

(1) 要求上限額の厳守について

先述のとおり、厳しい行財政運営を行わなければならない状況にあるということを庁内全体で共有した上で、一般財源要求限度額の範囲内での要求を徹底してください。ただし、個々の事業について一般財源要求限度額内での予算計上を求めているものではありませんので、それぞれの現場が抱える課題を踏まえ、事業のメリハリをつけながら、市民の安心・安全、そして未来を拓く成長の原動力につながるのかという視点から十分に議論を尽くしてください。

事業量の増加や、臨時的な経費の発生により一時的に増加する経費がある場合についても、課長等のマネジメントにより、上限額の範囲内での調整を徹底してください。

(2) 前倒し実施事業の取扱いについて

令和4年度において、令和5年度事業を前倒しして実施した場合は、例外的に、これを令和5年度当初予算額（令和6年度要求上限額）に加算できることとします。

令和5年度において、令和6年度計画事業を前倒しして措置した事業がある場合、原則、令和6年度においては更なる前倒し要求はしないこととします。

(3) 市長指示事項等の徹底について

前年度当初予算編成における市長査定での指示事項や財務課示達事項等、事業実施に条件がついているものについては、その条件が達成されているかを確認した上で予算を要求してください。指示等が達成できていないものについては、原則、要求を認めません（令和5年3月23日付け財第1506号で通知された「令和5年度当初予算編成における市長査定の結果について」参照）。

(4) 新規事業提案に係る提案書の提出について

新規事務事業等については、みらい創造課から別途通知される基準等に従って、「提案書」を作成し提出してください。

また、政策判断を伴う事業については、早期にまちづくり戦略会議に上程するようにしてください。

(5) 将来負担の比較検討について

施設の新築・更新・改修、委託契約や物品等の新規契約・更新・切替えに際しては、当該年度の金額だけでなく、後年度以降に必要となる所要経費と財源を見込み、イニシャルコスト、ランニングコストを含めた5年間における総額により実施可否・内容を比較検討した上で予算要求してください。

(6) 任意の負担金等の要求について

市に裁量（任意性）のある負担金及び補助金については、常にその妥当性を検証し、廃止を含め継続実施の必要性や負担金等の額が適正であるかを検証することとし、令和4年6月14日付けみらい第492号で通知のあった総点検の結果についても、適切に予算要求に反映してください。

(7) 不用残の削減について

予算の効率的な執行の観点から、不用残が多く生じた事務事業においては、安易に前年度同額の予算要求とせず、聖域を設けることなく真に必要な経費を精査の上で、適正に見積もってください。過去3か年において継続して不用残が多い場合は予算査定において検証します。

6 事務事業の見直しについて

平成28年度当初予算編成から、予算の重点化等を図るため、事務事業の見直しを強化しているところですが、令和6年度当初予算においても引き続き実施します。既存事業の見直しにより、予算要求限度額を厳守してください。

(1) 各課等による事業見直し提案

事務事業見直しは、次に示す視点と手法により実施します。各課等において、事業見直し又は事業内容の見直しによる経費削減を積極的に検討し、

該当事業について、一次・二次の要求区分ごとに「事務事業見直しシート」(当初予算要求調書様式第11号)を提出してください。

【事務事業見直しの視点】

- ・ 事業開始時に設定した終期を迎えたもの。
- ・ おおむね3年以上実施してきたが、事業の成果等に疑問があるもの。
- ・ 既に所期の目的を達成したにもかかわらず、明確な理由なしに存続しているもの。
- ・ 社会情勢の変化等により市民ニーズが低下しているもの。
- ・ 類似する事務事業を新たに立ち上げた状況にあっても、既存事務事業の統廃合を行っていないもの。
- ・ 所管事業の中で優先度が低いもの。

【事務事業見直しの手法】

事務事業の見直しは次の手法により実施します。

- ① 事務事業の廃止又は統合
- ② 事務事業内の要素（一部）の廃止又は統合
- ③ 事務事業に係る経費の削減
- ④ 事務事業の休止

(2) 成果検証事業の見直し

成果検証事業については、令和5年7月21日付けみらい第625号「過年度市長査定案件に係る事務事業の成果検証作業の実施について」で通知された進め方に従って対応してください。一次・二次の要求区分ごとに、事業を継続する場合は必要に応じて「提案書」を、事業を廃止する場合は「事務事業見直しシート」(当初予算要求調書様式第11号)を提出してください。

(3) 見直しに向けたスケジュールの作成について

廃止を含む事業見直しについて、市民周知に一定の期間を要する等により、令和6年度当初からの見直しが困難な場合は、市長査定において最終的な見直しまでのスケジュールを示してください。その際、必要以上の期間を設定せず、最短のものとなるよう留意してください。

7 ふるさとしばた応援寄附金の活用について

前年度に引き続き、ふるさとしばた応援寄附金の趣旨に合致する事業については、当該年度のふるさと応援寄附金を財源として活用することとします。

充当事業については、全要求区分（一次～二次要求経費）における各課等からの要求等を基にして、予算編成過程において選定することとします。

8 歳入の見積り方針について

（1）財源の確保

新規事業はもとより、既存事業においても、財源確保の意識を強く持ち、国県等の各種補助メニューについて積極的な情報収集に努め、有利な特定財源の活用により、一般財源の削減に努めてください（資料3「令和4年度 各種事業補助率・出資金・融資制度の概要」参照）。

また、特定財源は適切に見積もり、一般財源を過少に見積もることのないよう留意してください。予算措置後に特定財源が予算を下回った場合は、財源見合いで事業実施することを原則とします。

（2）県財政の動向

県では、令和元年10月に「新潟県行財政改革行動計画」を策定し、毎年度ローリングを行いながら、歳出歳入改革等の取組を進めています。本年10月には、令和6年度からの行財政運営の基本的な考え方や取組を示す5か年の「行財政基本方針」を策定する予定とされているところです。特に、令和4年度決算を受け、起債許可団体となったことから、県の予算編成においても厳しい状況は続くことが見込まれます。今後の動向に十分留意し、積極的な財源確保に努めてください。特に県単独の補助事業については、直近の交付状況を適切に予算に反映するとともに、事業の継続・見直しの動向を適切に把握してください。なお、県の事業が廃止又は縮小となる場合には当市の事業についても原則として廃止・縮小することとします。

(3) 施設使用料の見直しについて

令和5年5月23日付けみらい第355号「施設使用料見直しに係る作業等について」により、光熱水費の高騰に係る料金改定を反映して歳入予算を見積もってください。

9 予算調整（査定）について

新発田市予算規則第6条の規定に基づき、財務課長が本方針と照らし合わせて、事業内容及び予算要求額等を確認するとともに、国の地方財政計画や各種制度の見直し状況等を勘案しつつ、歳入・歳出要求に基づいた一般財源不足額を把握し、「優先度の視点」「予算の重点化」及び「事務事業の見直しの視点」を踏まえ、また、「経費分類別の要求基準」を満たしているか等を精査した上で、各事務事業の調整案を作成して市長に提出します。

最終的な判断は、1月に予定する市長査定（別途通知）により決定することとします。

なお、新規事務事業等に係る「提案書」については、予算要求から市長査定までを通じて、予算編成等の過程における意思決定手段として活用を図ることから、十分に内容を精査した上で作成してください。その際、予算要求額と「提案書」に記載する当該年度事業費を必ず一致させてください（予算要求額の訂正を行った場合は、必ず提案書も訂正してください。）。

10 その他

予算要求に際しては、次に示す取組事項等も念頭に置きながら、積算等を行ってください。

(1) 脱炭素社会実現への取組について

公用車等の更新や新規購入が必要と判断する際には、公用車の台数削減を基本とし、環境負荷と経費削減とのバランスを考慮しつつ可能な限りにおいて、電気自動車等を選択してください。

また、施設の新築・大規模改修の際は、令和3年11月16日付け環第1397号の通知に留意してください。

なお、電動車等（EV、FCV、PHEV）の導入や施設のLED化については、脱炭素化推進事業債の活用が可能です。

財源については、環境省のホームページに「地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み」(*)として掲載されていますので、財源確保のため適宜参照してください。

※ホームページアドレス：<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/>

(2) グリーン購入の推進について

(1) 同様に、環境への影響と経費削減とのバランスを考慮しつつ可能な限りにおいて、環境負荷軽減に寄与するグリーン購入適合品(環境物品)を積極的に導入してください。

(3) 木材利用の促進について

「新発田市公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」(平成25年5月17日)に定めるとおり、地球温暖化防止や循環型社会構築などに資することを目的として、市有施設等における新潟県産材を利用した木造化・木質化等に率先して取り組んでください。

(4) 公用車へのドライブレコーダー設置について

運転者の安全意識の向上や事故件数の削減効果、防犯対策の強化の観点から、車両の入替え(購入・リース共)等に合わせて、ドライブレコーダーの設置について検討してください。

(5) 授産品の購入等の推進

障害者優先調達推進法の規定に従って、公共団体としての責務と経費削減とのバランスに配慮しつつ可能な限りにおいて、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進してください。

(6) R P AやA I 会議録システムの活用について

当市では、R P A (Robotic Process Automation) やA I 会議録システム等を導入し、デジタル化による業務改善等を図っているところで、業務への積極的な活用を図るとともに、システム導入及び更新の検討や人件費の積算に際しては、これらの導入についても比較検討してください。